

地上デジタルテレビ放送普及促進事業
実施要領

平成29年4月

一般社団法人日本CATV技術協会

第1章 総則

第1条 (通則)

地上デジタルテレビ放送普及促進事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。）に定めるところによるほか、本要領の定めるところによる。

第2条 (目的)

この要領は、国の補助金により、福島第一原子力発電所事故に伴い原子力災害対策特別措置法に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」に指定された場所に帰還する世帯（以下、「帰還世帯」という）を対象に、地上デジタル放送送信環境整備事業に係る相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を円滑に実施し、地上デジタル放送受信環境の整備に資することを目的とする。

第3条 (事業の実施方法)

本事業の実施については、一般社団法人日本CATV技術協会（以下「当協会」という。）が公募により実施法人を選定し、その業務を委託する。

第4条 (業務内容)

- 1 当協会は、次の各号の業務を委託する。
 - (1) 訪問受信相談業務
 - (2) 地上デジタル受信環境調査業務
 - (3) 受信機器購入等対策事業に関する支援業務
 - (4) 受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務
 - (5) 共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務
 - (6) 新たな難視地域等への受信対策支援業務
 - (7) 辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務
- 2 業務内容については、別図1～10および参考資料1にそれぞれ示す。

第5条 (業務受託法人の要件)

当協会により前条の業務を委託された法人（以下、「受託法人」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 当協会が別途定める放射線に関する管理体制を整えていなければならない。
- (2) 当協会が別途定める資格を有する者の配置があること。

第6条 (要員の配置等)

- 1 第4条の(1)および(2)の業務を実施するため、受託法人は総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター(以下「デジサポ福島」という。)事務所内に、次の各号の要員を配置するものとする。
 - (1)「固定要員」: 固定要員は、受託法人または受託法人に出向している社員とする。
 - (2)「補助要員」: 補助要員は固定要員を補助する者とする。
- 2 各業務を実施するためのその他の要員については、別途当協会が定める。

第2章 訪問受信相談業務

第7条 (訪問受信相談業務)

受託法人は次の訪問受信相談業務を行うものとする。

- 1 当協会の指示を受け、速やかに相談者と連絡をとり、訪問日時について調整する。
- 2 地上デジタル放送の受信状態の確認調査ならびに周辺の受信状況を把握するため、相談者宅付近の数地点で電波測定車等により地上デジタル放送の受信状況調査を実施(除染されていない場所を除く)し、その結果をもとに地上デジタル放送に関する適切な受信指導を行う。
- 3 支援制度の説明等、説明会及び個別訪問を行う。
- 4 デジサポ福島に対する訪問受信相談結果の報告。

第8条 (訪問受信相談員の要件)

訪問受信相談業務のうち、第7条2の業務を実施する者、少なくとも1名は当協会が別途定める資格を有する者とし、一般電器店、テレビ共同受信施設の施工・保守業者などに技術指導を行うことのできる技術力を有していなければならない。

第9条 (訪問受信相談業務に使用する機材)

訪問受信相談業務のうち、第7条2の業務に使用する標準の機材、工具類は表1のとおりとする。

第10条 (訪問相談業務の実施方法)

- 1 訪問相談業務の実施方法については、別途協会が定める。
- 2 業務実施時における個人情報の管理については、厳重に行わなければならない。特に、個人情報の紛失、漏洩には十分注意するものとする。

第3章 地上デジタル受信環境調査業務

第11条 (地上デジタル受信環境調査業務)

受信環境調査業務の業務内容は次のとおりとする。

- 1 当協会が策定した調査計画に基づき、指定された地域、調査地点を対象として、地上

デジタルテレビ放送の受信環境を把握する。

2 受信状況調査

(1) 調査地点

(2) デジタル波の測定項目

○端子電圧

○ビタビ復号後のビット誤り率

○受信画質評価（「○、×、△」の3段階評価）

○時間率マージンを考慮した（3dB アテネータ挿入時）受信画質評価

(3) その他

○受信アンテナ高は10mを基本とする。

○調査地点位置情報の取得、調査地点周辺状況写真の撮影などをする。

3 周辺状況調査

(1) 調査地区の平均的な個別受信設備実態の把握

(2) 調査地区の既存共聴およびケーブル設置状況の把握

(3) 受信点調査の実施

4 報告書の作成

報告書の書式は福島県地上デジタル放送連絡会（以下「連絡会」という。）が定めるものとするが、それ以外の様式による報告を求めることがある。この場合はあらかじめ協会が指定する。

5 その他、受信環境調査業務に関する事項は、別途当協会が定める。

第4章 受信機器購入等対策事業に関する支援業務

第12条（受信機器購入等対策事業に関する支援業務）

1 受信機器購入等対策事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。

(1) 地上デジタルテレビ放送を受信できるテレビを持っていない世帯に対する簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という）1台の無償給付。

(2) チューナーや地上デジタルテレビ放送受信アンテナ等の設置及び改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付

(3) 共同受信施設利用の場合は、その改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付。（維持管理費を除く、初期経費に限る）

(4) ケーブルテレビ利用の場合は、デジタル化に伴う改修経費に相当する額の給付（維持管理費を除く、初期経費に限る）

(5) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応

(6) 助成金申請等の審査、交付事務

(7) 無償給付したチューナーの管理

(8) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関、団体との連携に関する業務

(9) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）

(10) 委託業務に付随する事務処理業務等

- 2 受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 その他、受信機器購入等対策事業に関する支援業務の内容については別途当協会が定める。

第5章 受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務

第13条（受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務）

- 1 受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。
 - (1) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
 - (2) 助成金申請等の審査、交付業務
 - (3) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関、団体との連携に関する業務
 - (4) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
 - (5) 委託業務に付随する事務処理業務 等
- 2 受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 その他、受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務の内容については別途当協会が定める。

第6章 共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務

第14条（共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務）

- 1 共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。
 - (1) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
 - (2) 助成金申請等の審査、交付業務
 - (3) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関、団体との連携に関する業務
 - (4) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
 - (5) 委託業務に付随する事務処理業務 等
- 2 受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 その他、共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務の内容については別途当協会が定める。

第7章 新たな難視地域等への受信対策支援業務

第15条（新たな難視地域等への受信対策支援業務）

- 1 新たな難視地域等への受信対策業務として、次の業務を実施するものとする。
 - (1) 共聴新設や高性能等アンテナ対策等に関する受信点調査等
 - (2) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等（以下、関係者等）が開催する難視地区対策に関する会議や説明会への対応
 - (3) 対策工事ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
 - (4) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
 - (5) 委託業務に付随する事務処理業務 等
- 2 受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 各種支援業務は、協会が別途定める仕様書・実施要領書により実施する。

第8章 辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務

第16条（辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務）

- 1 辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。
 - (1) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
 - (2) 助成金申請等の審査、交付業務
 - (3) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関、団体との連携に関する業務
 - (4) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
 - (5) 委託業務に付随する事務処理業務 等
- 2 受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 その他、共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務の内容については別途当協会が定める。

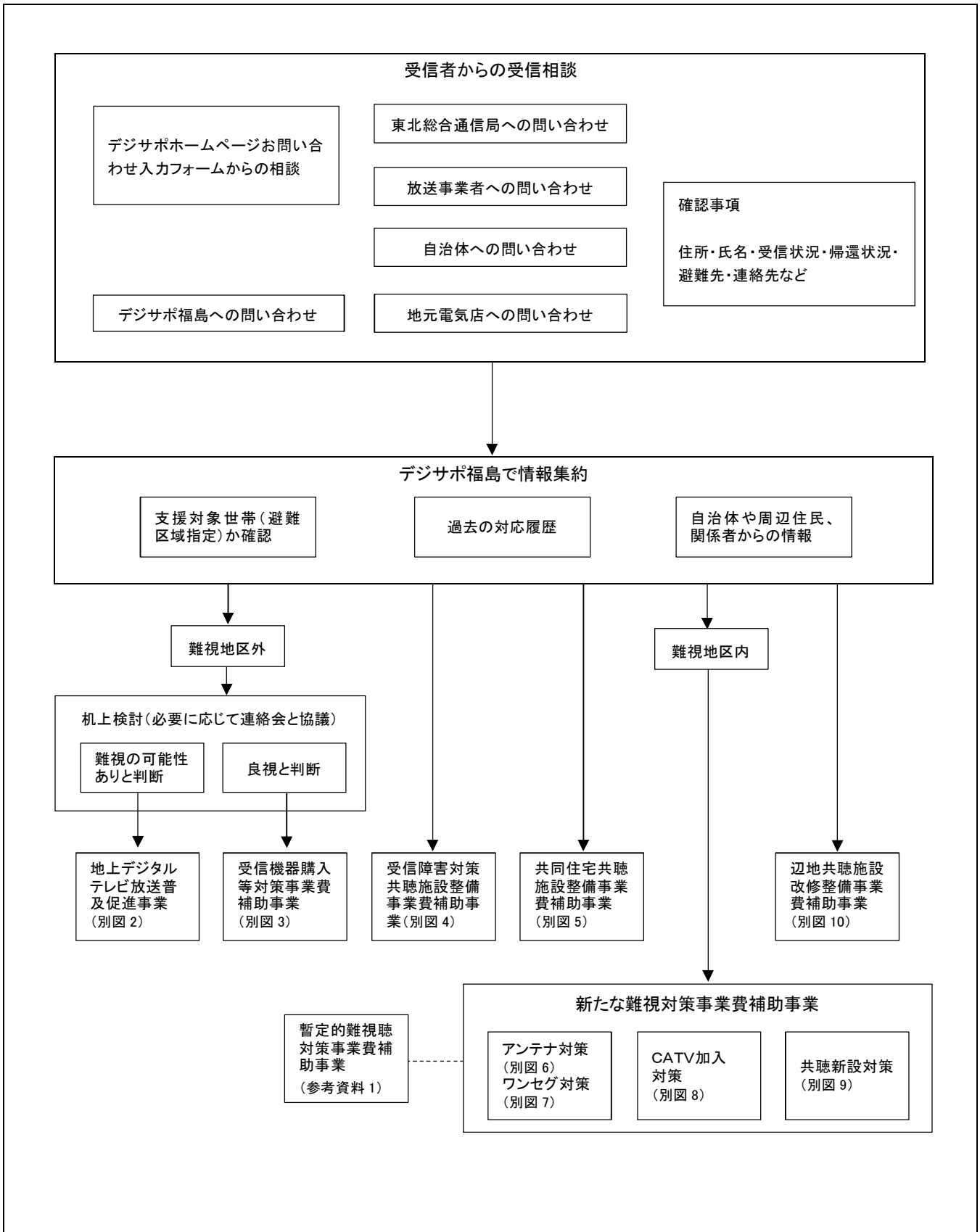
附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

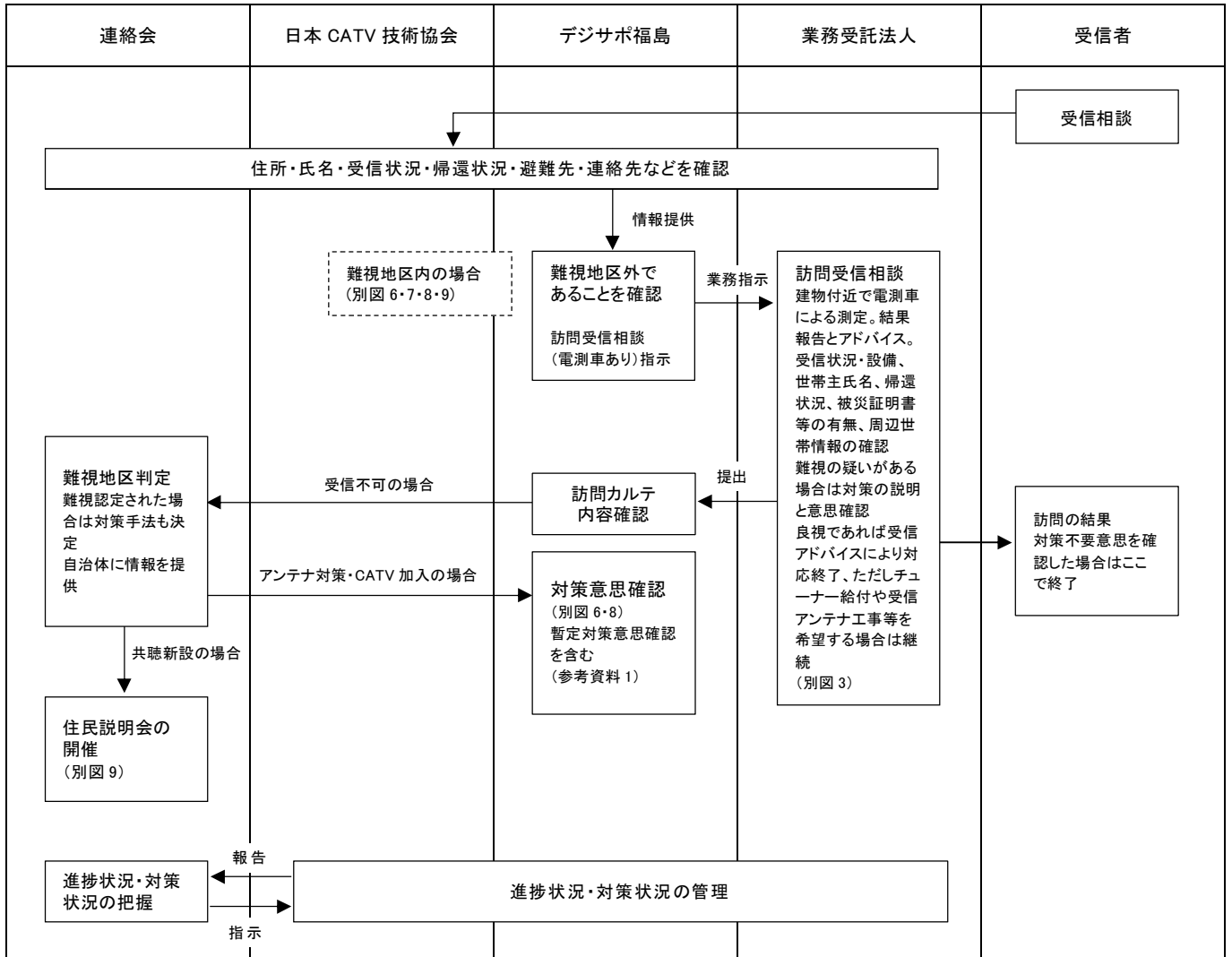
この実施要領は、今後必要に応じて修正することがあります。
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

表 1 個別受信相談業務に必要な標準機材表

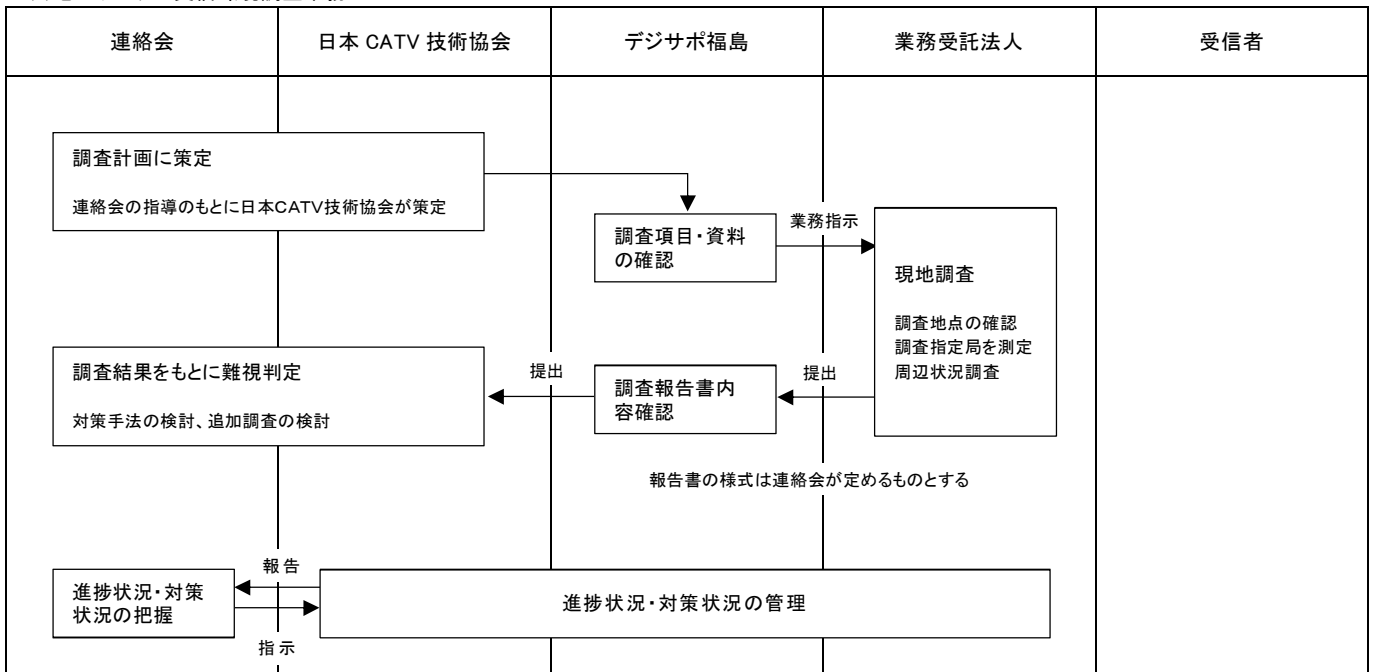
機 材 名	所 要 性 能
1. デジタル受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルテレビ受信機（サイズ20型程度）
2. 測定器関係	<p>UHF(470～770MHz)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信端子電圧、BER,C/N が測定可能 ・ブースター発振等の受信障害の訪問調査にはスペクトラムアナライザを使用 ・デジタル混信（SFN 混信、DD 混信）による訪問調査には ISDB-T 信号アナライザを使用
3. ブースター	<ul style="list-style-type: none"> ・受信指導用 家庭用UHFブースター（UVブースターも可） 利得 25～30dB、雑音指数 1.5～3dB 程度 ・調査用UHFブースター（電気的特性が既知の機種） 利得 20～30dB 程度、雑音指数 1.5～3dB 程度
4. 電波測定車 （継ぎ足しポール）	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式、10mまたはその機能を有すること （携帯用、1m、10本組 相当）
5. 調査用アンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ①UHF 13～62ch 全帯用 （20素子、利得 8～13dB 前後比 17dB） ②高性能アンテナ
6. 工具	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用、10点セット
7. GPS	<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビゲーションで緯度経度表示可能なものか、携帯用GPS （受信状況調査する地点位置を把握）
8. デジタルカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、測定風景、周辺状況等を記録するデジタルカメラ
9. 消耗品 （受信指導用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールテープ ・同軸ケーブル(S5C-FB、S-4CFB および同等品) ・整合器（75⇔300Ω）、分配器 ・F型接栓(3C、5C、中間、S-4CFB用) ・BS/UV分波器、UV分波器、電池 ・フィルターなど



(1)訪問受信相談業務

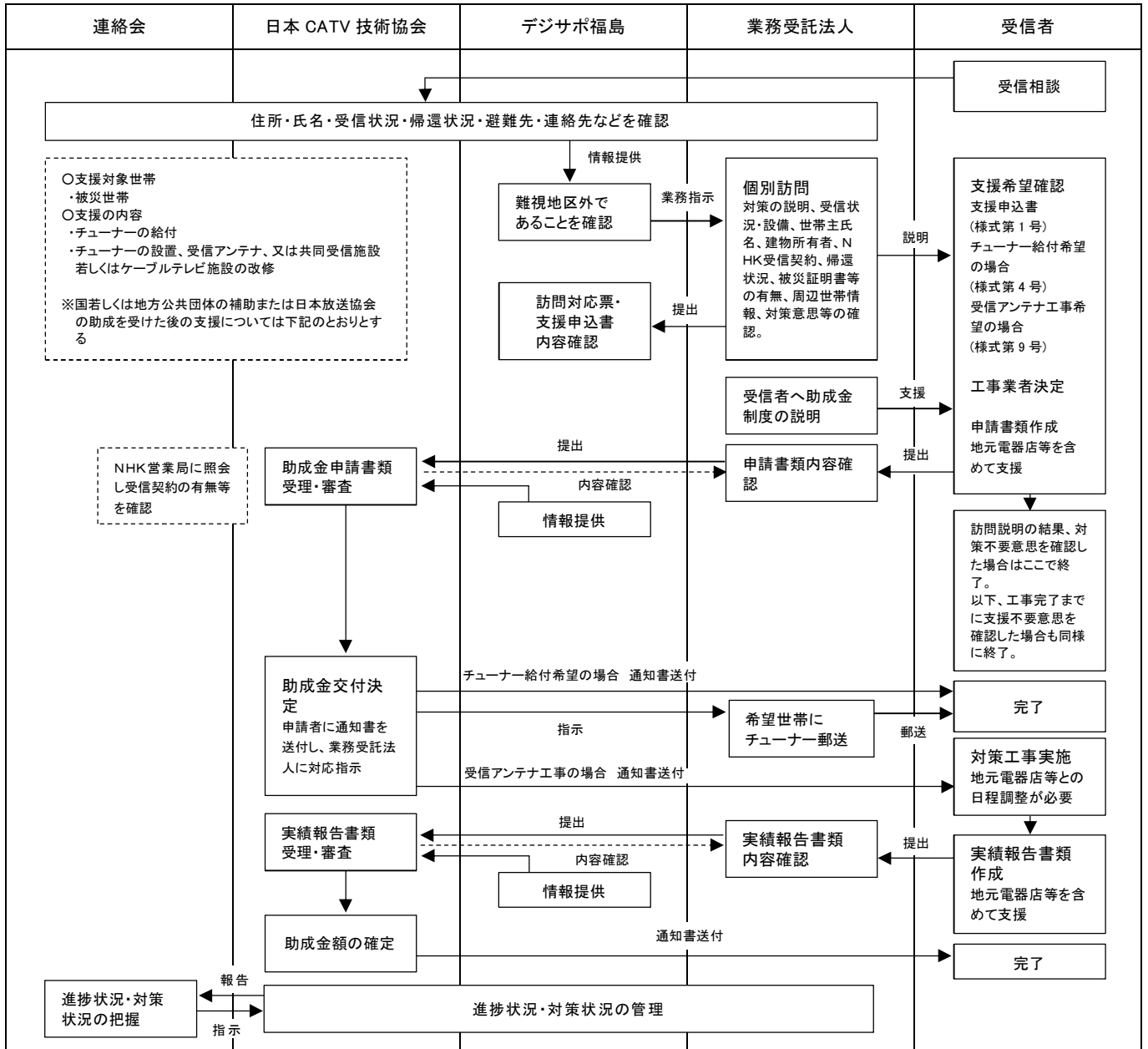


(2)地上デジタル受信環境調査業務

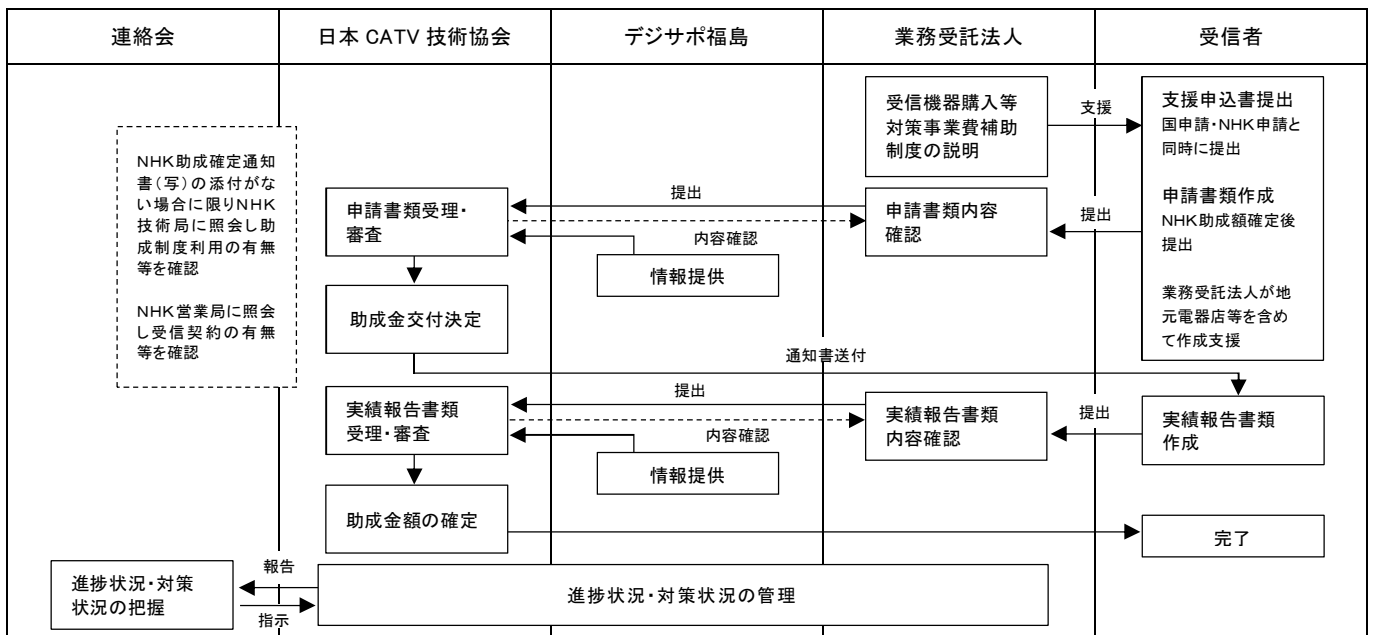


【受信機器購入等対策事業費補助事業】

別図 3

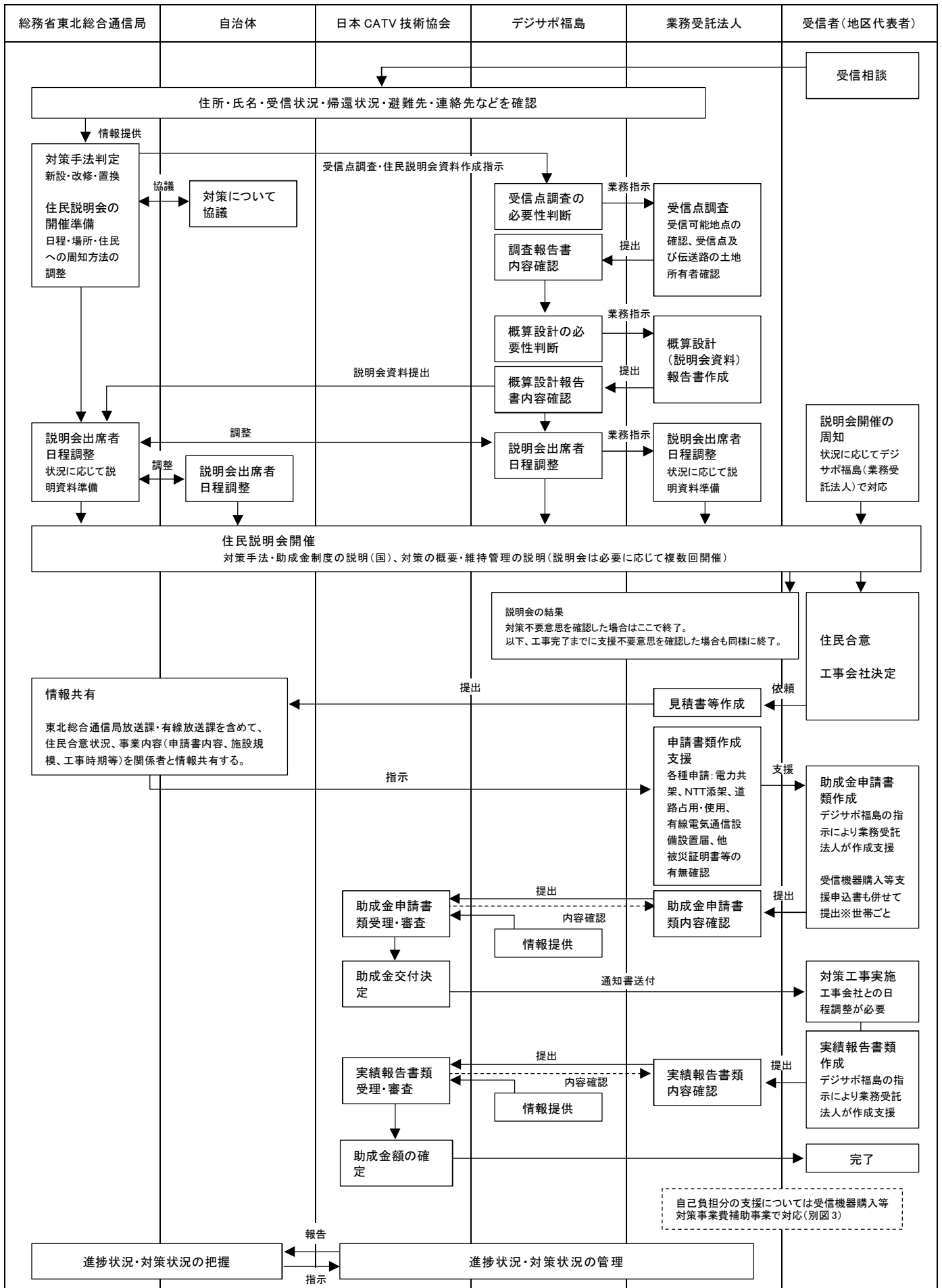


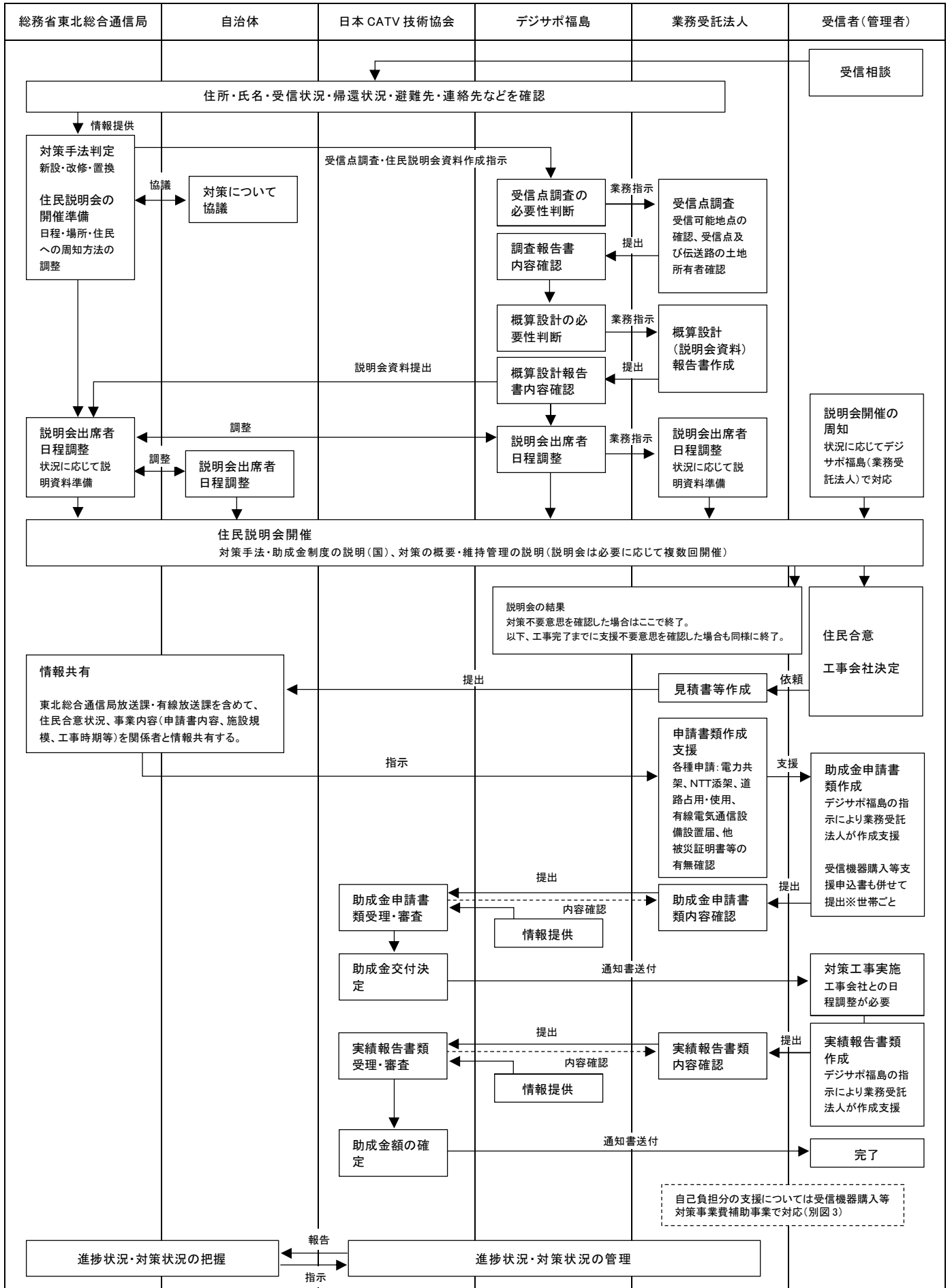
国若しくは地方公共団体の補助または日本放送協会の助成を受けた後の支援



【受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業】

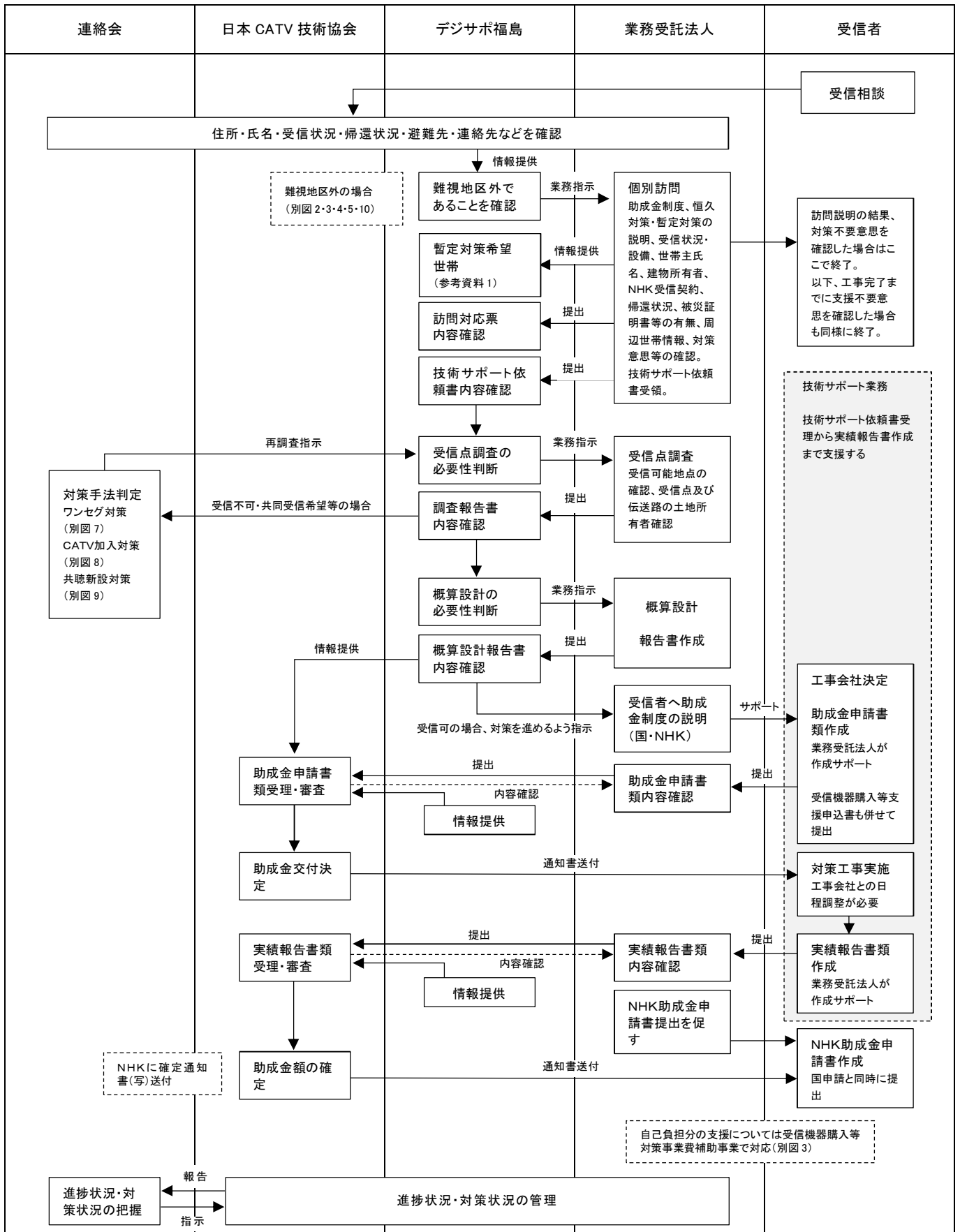
別図 4





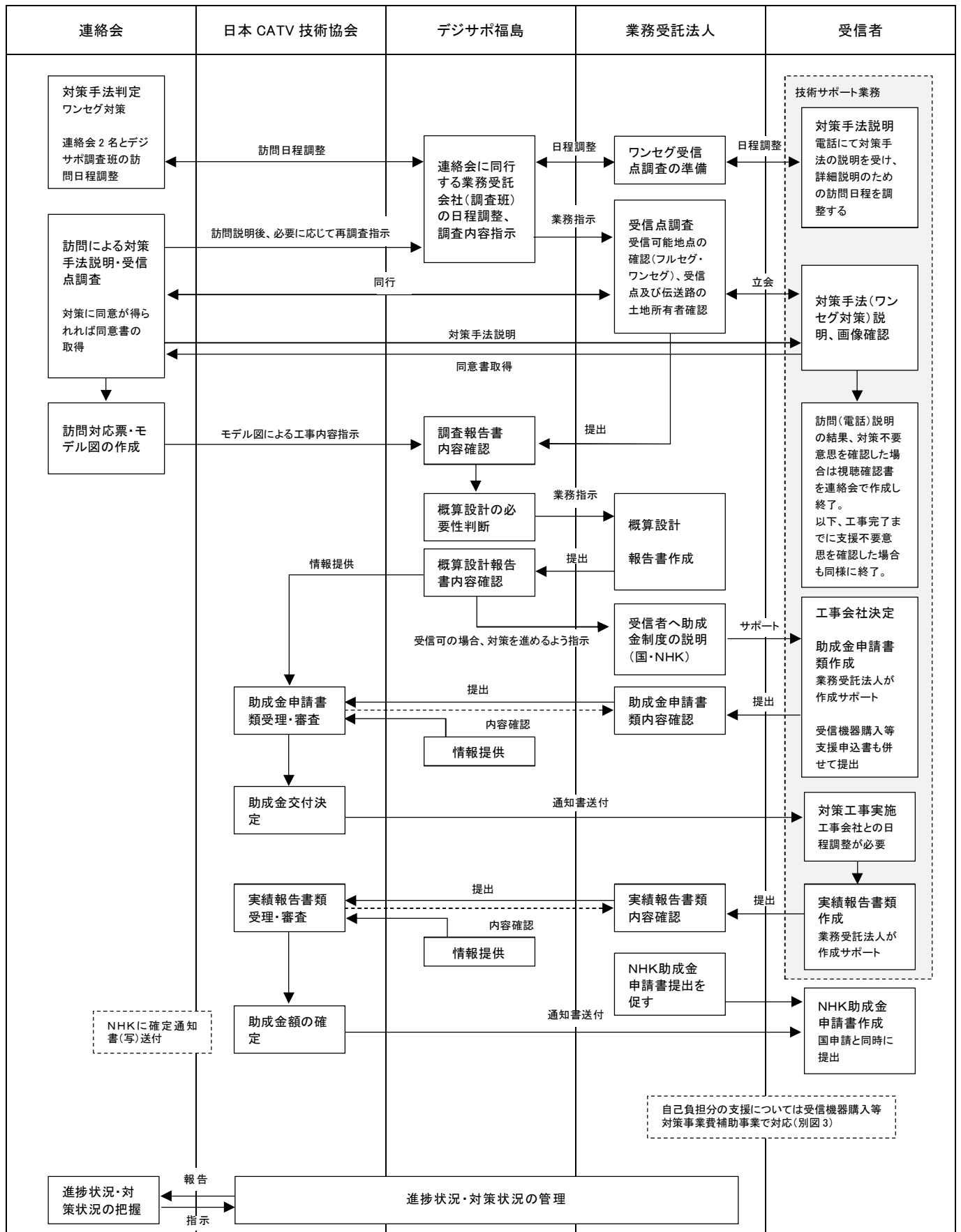
【新たな難視対策事業費補助事業・アンテナ対策】

別図 6



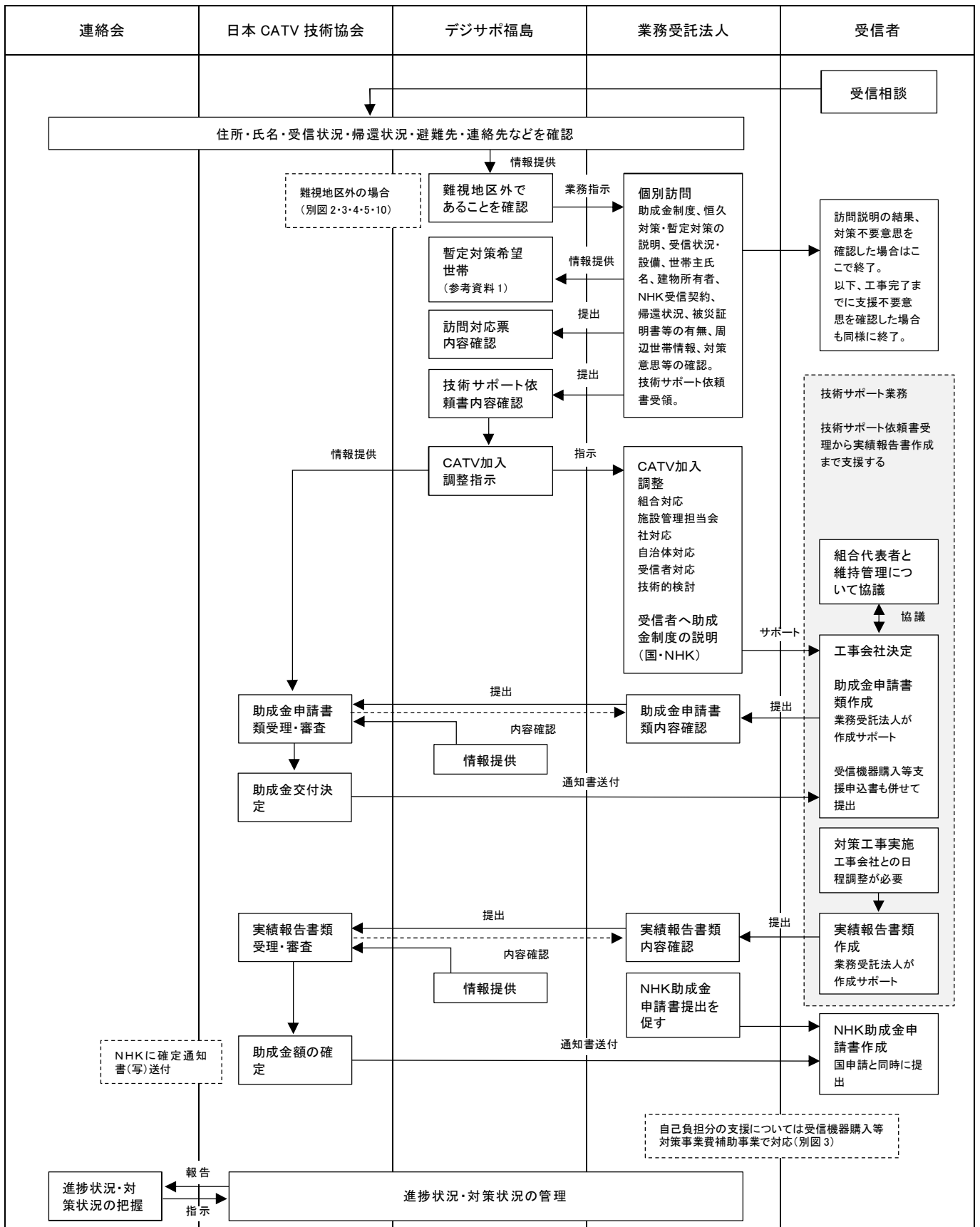
【新たな難視対策事業費補助事業・アンテナ（ワンセグ）対策】

別図 7



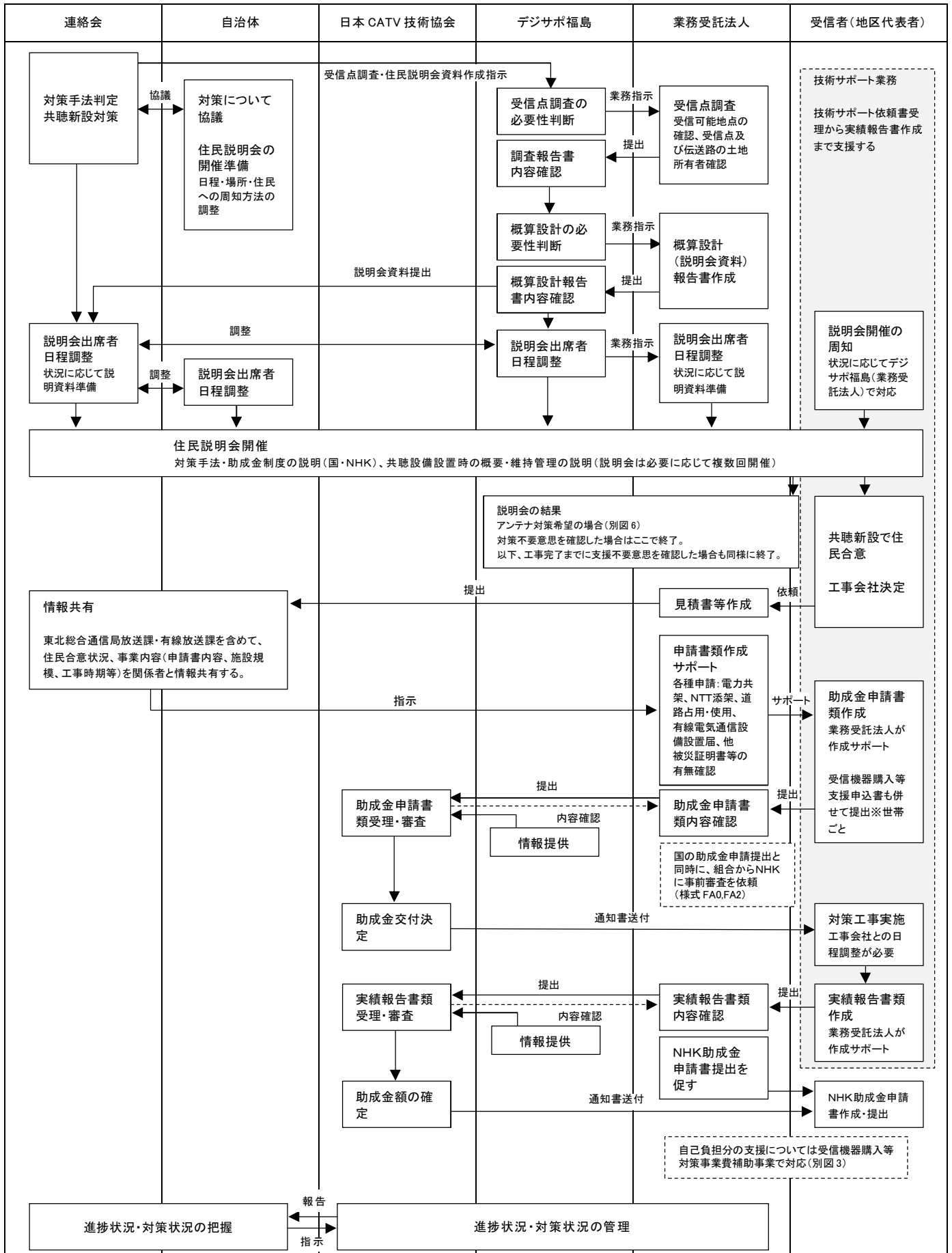
【新たな難視対策事業費補助事業・CATV加入対策】

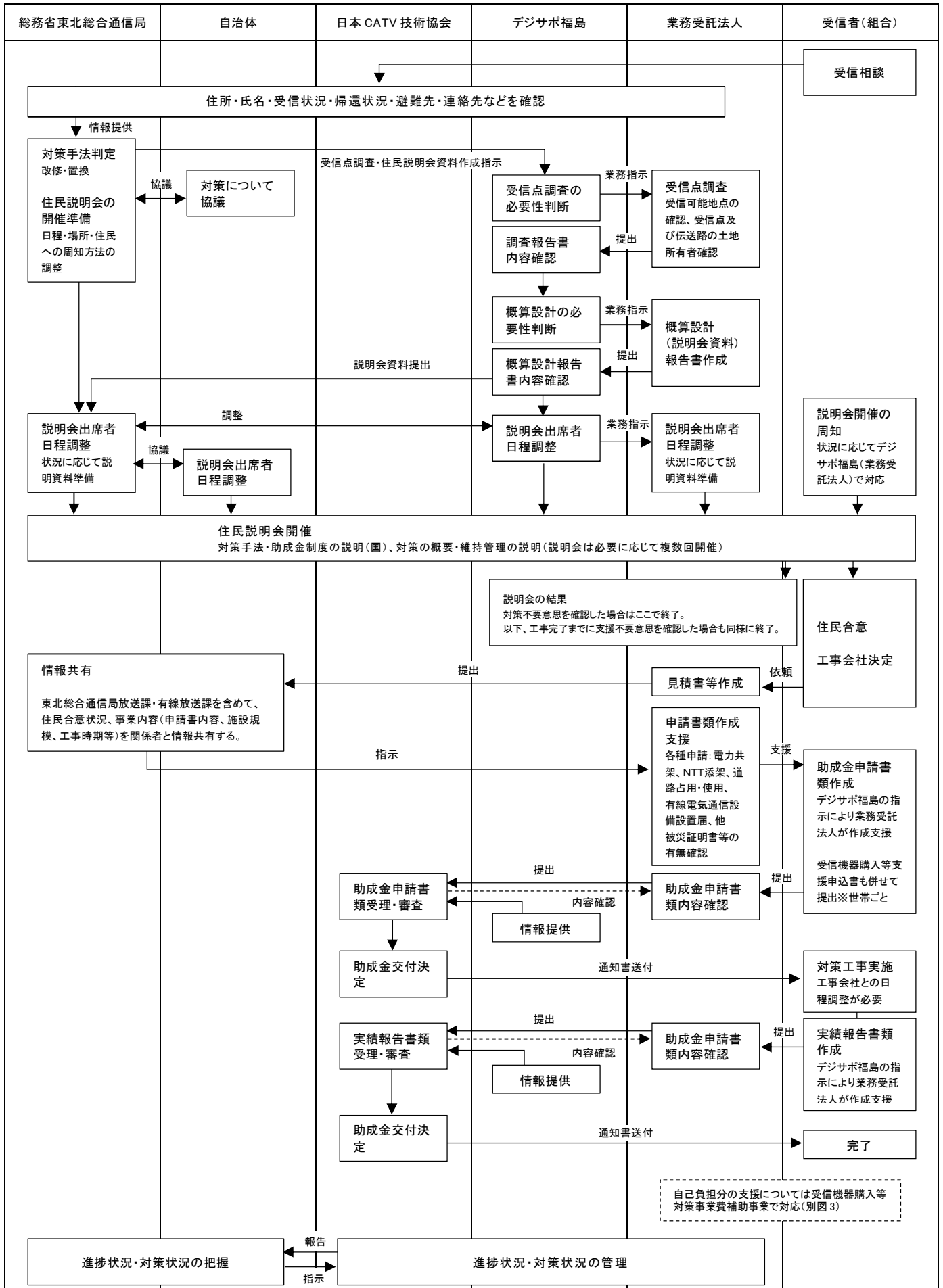
別図 8



【新たな難視対策事業費補助事業・共聴新設対策】

別図9





【暫定的難視聴対策事業費補助事業】

参考資料 1

